

証券コード：6048

2023年11月10日

(電子提供措置の開始日 2023年11月7日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿七丁目5番25号

株式会社デザインワン・ジャパン

代表取締役社長

高 島 靖 雄

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上下記ウェブサイトにて「2023年定時株主総会招集通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.designone.jp/investors/stock/>)



また、上記のほか、インターネット上下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトへアクセスして、銘柄名(会社名)に「デザインワン・ジャパン」、又は証券コードに「6048」と入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年11月28日(火曜日)営業時間終了の時(午後6時)までに同封の議決権行使書が到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年11月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿2-4-1
新宿NSビル30階 NSスカイカンファレンス ホールB
3. 目的事項
報 告 事 項
1. 第18期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第18期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
議 案
- 取締役4名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を除いております。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」
- 従いまして、当該書面は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎今後の状況により、株主総会の開催または運営に関して事前にご案内すべき事項が生じた場合には、当社ウェブサイト（<https://www.designone.jp/>）にてお知らせいたします。

事業報告

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症については2023年5月に5類への移行に伴う行動制限の解除、およびインバウンドの増加により消費活動が正常化に向かい、緩やかな回復傾向が見受けられます。一方で、2022年2月に発生したウクライナ紛争以降、世界的な原材料・資源価格の上昇や為替変動による物価上昇などにより、依然として不透明な状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループは「Webマーケティング技術」や「システム開発力」を活かし、店舗情報口コミサイト「エキテン」を中心にサービスを提供するとともに、子会社を通じた事業の多角化を積極的に推進いたしました。

当連結会計年度の業績は、取得した子会社の業績寄与、および既存子会社の事業拡大により、売上高は2,428,748千円（前連結会計年度比7.9%増）となりました。利益につきましては、当社及び子会社における販売費及び一般管理費の負担が増加した結果、営業利益25,424千円（前連結会計年度比79.6%減）、経常利益56,438千円（前連結会計年度比58.2%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純損益は、法人税等調整額の影響などの結果、27,777千円（前連結会計年度は子会社2社ののれんについて減損処理を行ったため、89,822千円の損失）の損失となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

（インターネットメディア事業）

当社グループの主力事業である店舗情報口コミサイト「エキテン」におきましては、新規店舗の獲得を進めるために様々な施策に取り組んでおります。当連結会計年度においては、商品力の強化を図るべく今年3月にシステムの全面リニューアルを実施いたしました。この結果、店舗ジャンル毎にコンテンツを最適化しつつ店舗情報の更新を容易にして、店舗を利用するユーザーに対しても新たなサービスの提供が可能となりました。

しかしながら、システム移行時のトラブル等により無料店舗会員の獲得が進まず受注が減少したことに加えて、対応負荷が増大して解約抑制を始めとする顧客対応を十分に行えなかったことにより解約件数が増加いたしました。

これらの事から、当連結会計年度末における「エキテン」の無料店舗会員数は305,346店舗、有料店舗会員数は受注件数の減少と解約件数の増加が継続した結果、16,442店舗（前連結会計年度末比1,734店舗減少）となり、売上高も減少しました。しかしながら、前連結会計年度の第4四半期末に子会社化した出張型生活サービス事業者のマッチングサービスを運営するオコマリ株式会社の売上高が加わり、セグメント全体の事業規模は拡大いたしました。

これらの結果、インターネットメディア事業の売上高は1,658,581千円（前連結会計年度比3.6%増）となりました。セグメント利益につきましては、当社におけるエキテンに係る人件費やシステム開発費の負担増に加えて、新たに加わったオコマリ株式会社の販売費及び一般管理費の負担が大きかったことにより、160,778千円（前連結会計年度比40.9%減）となりました。

（DXソリューション事業）

オフショア開発事業におきましては、ベトナムのシステム開発子会社であるNitro Tech Asia Inc Co. Ltd.の対応力を活かして開発プロジェクトの推進・納入が順調に進んだ結果、売上高を拡大いたしました。当社におけるオフショア開発事業に係る人件費や広告宣伝費の負担が増加しました。ポスティングやWeb広告を事業内容とする株式会社DEECHは、Web広告が好調で新規の案件獲得も進んだ結果、売上高は増加いたしました。Web制作・受託開発・ホスティングサービスなどを展開している株式会社イー・ネットワークスは、売上高は堅調に推移しましたが、体制の強化・見直しを図った結果、販売費及び一般管理費の負担が増加しました。

これらの結果、DXソリューション事業の売上高は731,109千円（前連結会計年度比18.9%増）、セグメント損失は89,353千円（前連結会計年度はセグメント損失66,691千円）となりました。

（その他）

株式会社昼jobの人材紹介サービスは、ナイトワーク出身者の求職ニーズは引き続き厳しい状況の中、営業強化によって売上高は堅調に推移しました。

加えて、紹介人材の早期離職による返金率の抑制などに努めた結果、その他事業の売上高は81,140千円（前連結会計年度比4.8%増）、セグメント利益は5,888千円（前連結会計年度はセグメント損失4,813千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社の当連結会計年度における設備投資総額は、5,427千円であります。その主なものは、本社オフィスに係る資産除去債務及びパソコン等であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、資金の機動的かつ安定的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額850百万円の当座貸越契約を締結しておりますが、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループにおいては、以下の課題に取り組んでおります。

①インターネットメディア事業

エキテンにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響は緩和しており、「エキテン」の主要顧客である店舗や中小事業者の集客ニーズは回復の兆しを見せております。

しかしながら、当連結会計年度はシステムのリニューアルに伴うトラブルや対応負荷の増大などにより、受注減と解約増が進み厳しい結果となりました。

この様な状況の中、今後は開発スピードが向上した新システムを活用することで、店舗ごとのニーズにより対応出来る体制を構築してまいります。

前連結会計年度から子会社化したオコマリ株式会社につきましては、順調に事業規模を拡大しておりますが、今後は利益貢献を可能とするべく営業力の更なる強化に努めてまいります。

②DXソリューション事業

子会社のNitro Tech Asia Inc Co. Ltd.を活用したシステム開発につきましては、順調に売上高が伸びており、今後も規模拡大に向けて積極的に投資を行ってまいります。

ポスティングを軸とした「エリアマーケティング」を展開する株式会社DEECHにつきましては、従来の主要顧客以外でも大口契約の締結が進んでいる事に加えて、WEB広告も順調に売上高を伸ばしており、更なる成長に向けて体制を強化してまいります。

株式会社イー・ネットワークスにつきましては、人的リソースの不足などの影響を受けて、足元では業績が伸び悩んでおりますが、今後は組織面での体制強化や新規事業の立ち上げを推進していくことで、事業の拡大を図ってまいり

ます。

③その他事業

株式会社昼jobにつきましては、ナイトワーク出身の求職者に特化した人材紹介サービスという特徴を活かして、今後は男性求職者を対象としたサービスを拡大するなど、成長スピードを加速してまいります。また、新たな求職ジャンルの開拓や新サービスの事業化にも取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年度 第15期	2021年度 第16期	2022年度 第17期	2023年度 (当連結会計年度) 第18期
売 上 高	1,924,103 千円	1,835,887 千円	2,250,991 千円	2,428,748 千円
経 常 利 益	212,963 千円	169,550 千円	134,889 千円	56,438 千円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失(△)	152,603 千円	87,635 千円	△89,822 千円	△27,777 千円
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	10.11 円	5.93 円	△6.09 円	△1.88 円
総 資 産	3,382,240 千円	3,607,683 千円	3,720,726 千円	3,672,705 千円
純 資 産	3,105,795 千円	3,144,384 千円	3,098,748 千円	3,111,661 千円

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社昼job	20,000千円	100%	有料職業紹介事業
株式会社DEECH	20,000千円	100%	エリアマーケティング 事業
株式会社イー・ネットワ ークス	10,000千円	100%	Webサービス開発事業
オコマリ株式会社	10,000千円	100%	インターネットメディア 事業
Nitro Tech Asia Inc Co. Ltd.	200,450千 ベトナムドン	100%	オフショア開発事業

(7) 主要な事業内容

事業	主要サービス
インターネットメディア事業	店舗情報口コミサイト「エキテン」の企画・運営 出張型生活サービス提供事業者とのマッチングサービス「オコマリ」の運営
DXソリューション事業	オフショア開発事業、Webサービス開発事業、 エリアマーケティング事業

(8) 企業集団の主要拠点等

① 当社

本社	東京都新宿区
----	--------

② 子会社

株式会社昼job	東京都新宿区
株式会社DEECH	東京都新宿区
株式会社イー・ネットワークス	岡山県岡山市
オコマリ株式会社	東京都新宿区
Nitro Tech Asia Inc Co. Ltd.	ベトナム・ダナン

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
インターネットメディア事業	45名	1名(減)
DXソリューション事業	116名	7名(増)
その他事業	5名	0名
全社(共通)	16名	0名
合計	182名	6名(増)

- (注) 1. 従業員数には、臨時従業員は含んでおりません。
2. 全社(共通)は総務、人事、経理及び財務等の管理部門の従業員数であります。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
65名	2名(増)	35.6歳	5年9ヶ月

- (注) 従業員数には、出向者及び臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 15,173,900株 (自己株式426,258株を含む)
- (3) 株主数 2,944名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
高島 靖雄	4,040,000 株	27.39 %
株式会社ティーエーケー	2,394,000	16.23
PC投資事業有限責任組合	1,431,700	9.71
高島 昭雄	999,500	6.78
株式会社EPARK	600,600	4.07
田中 誠	400,000	2.71
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	247,600	1.68
上田八木短資株式会社	170,900	1.16
縣 弘子	169,400	1.15
伊東 健彦	150,000	1.02

- (注) 1. 当社は、自己株式を426,258株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。
3. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 247,600株

(5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度中、新株予約権行使により発行済株式の総数が2,100株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社の使用人及び子会社の役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 畠 靖 雄	メディア事業本部長 兼 新規事業部長
取 締 役	田 中 誠	経営管理本部長 兼 経理財務部長
取 締 役	武 内 智 裕	株式会社アガルト取締役
取 締 役	高 木 友 博	明治大学工学部情報科学科教授 株式会社ランドネット社外取締役 ソーバル株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	工 藤 耕 二	－
監 査 役	石 田 史 朗	株式会社リアルストーン代表取締役 税理士法人DUAL PARTNERS代表社員 株式会社現代エステート代表取締役
監 査 役	鎌 田 智	オープンテクノロジー株式会社監査役 鎌田法律事務所所長

- (注) 1. 取締役武内智裕氏及び高木友博氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役工藤耕二氏、石田史朗氏及び鎌田智氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役工藤耕二氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役石田史朗氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役鎌田智氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 当社は、取締役武内智裕氏、高木友博氏、監査役工藤耕二氏を東京証券取引所の定めに基づく、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 7. 監査役鎌田智氏は、当事業年度末日後の2023年9月25日付で株式会社D&Iの社外監査役に就任しております。
 8. 2023年9月1日付で次のとおり異動がありました。

氏名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
	変更前	変更後
田中 誠	取締役 経営管理本部長 兼 経理財務部長	取締役 経営管理本部長 兼 経理財務部長 兼 情報戦略部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる以下の損害を填補することとし

ております。ただし、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反または保険開始日前に既に発生している損害賠償請求等については当該保険契約の対象外となっております。なお、当該保険契約の被保険者は、当社の取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担することとしております。

(填補の対象となる損害)

- ① 被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金および和解金）
- ② 会社による有価証券報告書等の不実記載（金融商品取引法第24条の4）に伴い、株価下落によって有価証券を取得した者から提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金および和解金）

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社取締役の報酬等は、基本報酬及び業績連動報酬で構成されており、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は以下のとおりであります。

なお、当該決定方針は取締役会で決議したものであり、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が下記決定方針と整合していることを確認していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(ア)基本報酬

社内取締役及び社外取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、前期報酬額と同額とします。ただし、役職、役割、業績に応じて変更する場合があります。

(イ)業績連動報酬

社内取締役の業績連動報酬は、各事業年度の連結売上高及び連結営業利益等を業績指標として採用し、基本報酬に役職により設定された係数を乗じた額に、当該指標に対する達成度に応じた掛け率を乗じて算定された額を、金銭にて毎月支給するものとします。

社外取締役の業績連動報酬は、設けないものとします。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2015年11月27日開催の第10回定時株主総会において年額150,000千円以内（うち社外取締役分は年額15,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役の員数は2名）です。

監査役の報酬限度額は、2013年11月28日開催の第8回定時株主総会において年額10,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会決議に基づき、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、上記①記載の決定方針に従って取締役の個人別の報酬等の額を決定することを代表取締役社長メディア事業本部長兼新規事業部長高島靖雄に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。

④ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役	35,670千円	31,585千円	4,084千円	—	4名
（うち社外取締役）	(8,802千円)	(8,802千円)	(—)	(—)	(2名)
監査役	8,547千円	8,547千円	—	—	3名
（うち社外監査役）	(8,547千円)	(8,547千円)	(—)	(—)	(3名)
合計	44,217千円	40,132千円	4,084千円	—	7名

(注) 業績連動報酬の算定方法及び算定に用いる業績指標は上記①のとおりであります。なお、当事業年度の業績連動報酬の算定に用いた連結売上高の実績は2,250百万円、連結営業利益の実績は124百万円であり、これらの指標を選定した理由は、当社の業績を反映する最も重要な指標であると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	武内 智裕	株式会社アガルート	取締役	当社と当該他の法人等との間には、重要な取引その他の関係はありません。
取締役	高木 友博	明治大学理工学部情報科学科	教授	当社と当該他の法人等との間には、重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社ランドネット ソーバル株式会社	社外取締役	
監査役	石田 史朗	株式会社リアルストーン 株式会社現代エステート	代表取締役	当社と当該他の法人等との間には、重要な取引その他の関係はありません。
		税理士法人DUAL PARTNERS	代表社員	
監査役	鎌田 智	オープンテクノロジー株式会社	監査役	当社と当該他の法人等との間には、重要な取引その他の関係はありません。
		鎌田法律事務所	所長	

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	武内 智裕	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。
取締役	高木 友博	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。
監査役	工藤 耕二	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。常勤監査役として当社取締役の業務執行状況を監視し、必要に応じ、適宜発言を行っております。
監査役	石田 史朗	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。主に税理士としての豊富な経験から、必要に応じ、適宜発言を行っております。
監査役	鎌田 智	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。主に弁護士としての豊富な経験から、必要に応じ、適宜発言を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役武内智裕氏は、関連業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく他の取締役の監督、及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が期待されておりますが、取締役会において、それらの経験及び見識に基づき有用な助言等を行っております。

取締役高木友博氏は、一般企業での勤務経験及び大学教授としての豊富な経験と幅広い見識に基づく他の取締役の監督、及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が期待されておりますが、取締役会において、それらの経験及び見識に基づき有用な助言等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人Bloom

(注) 当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、2022年11月29日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって任期満了により会計監査人を退任し、同株主総会で新たに監査法人Bloomが会計監査人に選任され、就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	監査法人Bloom	有限責任監査法人 トーマツ
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円	2,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円	2,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分ができませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしております。
3. 有限責任監査法人トーマツの報酬等の額につきましては、前事業年度に係る追加費用として支払った報酬であります。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人の法令違反、適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会社法第344条の規定により、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に付議いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) コーポレートガバナンス

- ・取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」、「取締役会決議事項に関する取扱いルール」等に従い、協議に十分な時間をかけたうえで、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- ・取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
- ・監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

(イ) コンプライアンス

- ・取締役及び使用人は、「グループ経営理念」に則り行動する。
- ・コンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、子会社も対象としたグループ共通の「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス体制の充実に努める。

(ウ) 財務報告の信頼性確保のための体制整備

- ・商取引管理及び経理に関する社内規程を整備し、財務報告の信頼性を確保するための体制の充実を図る。
- ・金融商品取引法その他の法令に基づき、財務報告の信頼性を確保するための体制を確保し、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。

(エ) 内部監査

「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

(オ) 反社会的勢力排除

反社会的勢力への対応に関する「反社会勢力対策管理規程」を定め、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「情報セキュリティ基本規程」及びその関連規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録をはじめとした機密情報等の情報資産を適切に保存・管理し、情報セキュリティの確保を図る。また、会社の重要な情報の適時開示そ

その他の開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社をとりまく様々なリスクに対処するため、リスク管理委員会やリスク管理責任者を設置するとともに、各種管理規程、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理する。また、管理体制の有効性につき定期的に取り締役に報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア) 定例取締役会

定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うために、適宜、臨時取締役会を開催し、経営の基本方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督等を実施する。

(イ) 中期経営計画の策定

中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度毎の利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を検討・実行する。

(ウ) 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、社内規程を整備し各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア) 子会社管理・報告体制

子会社統括部署は連結会社経営に関する社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたる。子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模等を考慮の上、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。

(イ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の事業内容・規模等を考慮の上、リスクカテゴリー毎に当社グループ全体のリスクを管理する。また、管理体制の有効性につき定期的に検証する。

(ウ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

企業集団としての経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を

通じた支援を実施する。

(エ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス規程に定めた事項の実施状況につき随時モニター・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社における教育・研修を実施し、当社グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。
- ・子会社の業務活動全般も内部監査の対象とする。

⑥監査役の補助使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役（会）が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くこととし、その任命、異動については、監査役の同意を必要とする。監査役（会）の職務を補助する使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。また、当該使用人の評価については監査役の意見を聴取して実施される。

⑦取締役及び使用人による監査役への報告体制等

(ア) 重要会議への出席

監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(イ) 報告体制

取締役及びその他の役職者は、定期的に職務執行状況を監査役に報告する。また、取締役及びその他の役職者は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告する。監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を使用人が直接報告する体制として内部通報窓口を整備する。

⑧当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」を定め、監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対する不利益取扱を禁止する旨明記し、周知徹底する。

⑨当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認のうえ、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 内部監査業務の監査役との連携

内部監査業務において、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。

(イ) 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ①リスク管理委員会は、市場、情報セキュリティ、環境、労務、提供するサービスの品質など、会社を取り巻く様々な事業運営上のリスクの低減・回避策やリスクが顕在化した場合の対応策等を協議し、リスク管理の徹底を図っております。
- ②管理部は、コンプライアンス全般及び業務に直結する主要な社内規程、インサイダー取引や情報漏えい防止に関する研修に加え、内部通報制度の周知等によりコンプライアンスの推進、実効性の確保に取り組んでおります。また、反社会的勢力の排除を目的とした団体に入会して、反社会的勢力の動向を把握するなど、情報収集や警察・弁護士等の外部専門機関との連携により、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
- ③内部監査部門は、毎期、コンプライアンスについて各部門共通の監査項目として、監査役と連携して内部監査を実施し、モニタリングしております。
- ④取締役会において、取締役及び監査役全員出席のもと、重要業務の執行に関する決定や監督等を行うとともに、毎期、中期経営計画及び利益計画(予算)を策定し、業務執行取締役は同計画の達成に取り組んでおります。
- ⑤監査役は、議事録や稟議書、契約書等の書類の閲覧に加え、関係者へのヒアリング、内部監査への立会い、代表取締役や会計監査人との面談により監査を行うほか、毎月開催される取締役会やその他の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べ、取締役会での決議の状況や取締役の業務執行状況を監査しております。また、監査の実効性・効率性の確保を図るべく、会計監査人及び内部監査部門と監査上の重要な課題等について適宜情報・意見交換を行い、互いに連携して会社の内部統制状況を監視しております。

連結貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,001,462	流 動 負 債	330,482
現金及び預金	2,360,692	買掛金	13,798
売掛金	160,353	1年内返済予定の長期借入金	37,695
契約資産	14,731	未払金	155,251
有価証券	400,000	未払費用	56,380
仕掛品	59	未払法人税等	11,215
貯蔵品	3,267	契約負債	13,340
前払費用	24,670	役員賞与引当金	166
その他の	56,978	賞与引当金	7,164
貸倒引当金	△19,291	ポイント引当金	4,294
固 定 資 産	671,243	その他の	31,174
有 形 固 定 資 産	46,367	固 定 負 債	230,561
建物及び構築物	83,568	長期借入金	186,814
車両運搬具	16,617	資産除去債務	36,512
工具器具備品	27,327	その他の	7,234
リース資産	5,040	負債合計	561,043
減価償却累計額	△86,186	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	102,605	株 主 資 本	3,012,803
のれん	100,033	資本金	648,999
その他	2,571	資本剰余金	629,981
投資その他の資産	522,271	利益剰余金	1,834,009
投資有価証券	344,568	自己株式	△100,186
その他	179,930	その他の包括利益累計額	98,858
貸倒引当金	△2,226	その他有価証券評価差額金	36,173
		為替換算調整勘定	62,684
		純 資 産 合 計	3,111,661
資 産 合 計	3,672,705	負債純資産合計	3,672,705

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,428,748
売上原価		652,768
売上総利益		1,775,979
販売費及び一般管理費		1,750,554
営業利益		25,424
営業外収益		
受取利息	14,339	
違約金収入	16,063	
助成金収入	15,000	
その他	7,265	52,668
営業外費用		
支払利息	1,525	
投資事業組合運用損	7,647	
貸倒引当金繰入額	8,562	
貸倒損	3,042	
その他	876	21,654
経常利益		56,438
特別利益		
固定資産売却益	16	
新株予約権戻入益	42	58
特別損失		
減損損失	15,298	
その他	0	15,298
税金等調整前当期純利益		41,198
法人税、住民税及び事業税	26,887	
法人税等調整額	42,087	68,975
当期純損失		27,777
親会社株主に帰属する当期純損失		27,777

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	648,967	629,950	1,861,787	△100,186	3,040,518
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	31	31	—	—	63
親会社株主に帰属する 当期純損失	—	—	△27,777	—	△27,777
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	31	31	△27,777	—	△27,714
当 期 末 残 高	648,999	629,981	1,834,009	△100,186	3,012,803

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	7,226	50,961	58,188	42	3,098,748
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	—	—	—	—	63
親会社株主に帰属する 当期純損失	—	—	—	—	△27,777
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	28,946	11,723	40,670	△42	40,628
当 期 変 動 額 合 計	28,946	11,723	40,670	△42	12,913
当 期 末 残 高	36,173	62,684	98,858	—	3,111,661

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

株式会社昼job

株式会社DEECH

株式会社イー・ネットワークス

オコマリ株式会社

Nitro Tech Asia Inc Co.Ltd.

(2) 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

Nitro Tech Asia Inc Co.Ltd.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

・建物及び構築物	8～18年
・車両運搬具	4～6年
・工具器具備品	4～8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ ポイント引当金

ユーザーに付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産、負債は、在外連結子会社の仮決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

5～8年間の定額法により償却を行っております。

(6) 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

① インターネットメディア事業

一定期間にわたり収益を認識する取引として、エキテン掲載料等があり、エキテン店舗検索サービス提供の履行義務を認識しております。

エキテン掲載料等の取引については、履行義務が時間経過に連れて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり収益を認識しております。

一時点で充足される履行義務としては、遺品整理等における手数料があり、主として提携業者が顧客と契約を締結し、遺品整理等を行った時点で収益を認識しております。

② DXソリューション事業

一定期間にわたり収益を認識する取引として、受託開発、WEB広告、DEECHシステム利用料等があり、契約に応じて次の履行義務を認識しております。

受託開発等の請負契約による取引については、成果物の提供の履行義務を認識しており、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

WEB広告、DEECHシステム利用料等の取引については、WEB広告の配信、DEECH

システムのサービス提供の履行義務を認識しており、履行義務が時間経過に連れて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり収益を認識しております。

③その他

一時点で充足される履行義務としては、人材紹介における紹介料があり、求職者が紹介先企業に入社した時点で収益を認識することとしております。

会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

のれんの減損

- 1 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
のれん 100,033千円
減損損失（のれん） 13,061千円
- 2 その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、株式取得時に超過収益力を前提としたのれんを計上しております。また、のれんについて、その効果の発現する期間を見積り、その期間で均等償却しております。さらに、Nitro Tech Asia Inc Co.Ltd.において、当初想定していたDXソリューション事業セグメントでの収益の達成は困難であると判断したことから、のれんを零まで減額し、減損損失を計上しております。

当社グループは、主として事業セグメントの区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候がある事業セグメントについては帳簿価額と回収可能額を比較し、減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能額まで減額することにより減損損失を計上しております。回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値を算定する場合における割引前将来キャッシュ・フローは、各事業セグメントの事業計画を基礎としております。

将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、各事業セグメントの事業計画の基礎となる売上高、営業利益等であります。

これらの将来キャッシュ・フローの見積りにおいて用いた仮定は合理的であると判断しておりますが、経営環境への影響が変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類における、のれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

固定資産の減損

- 1 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	46,367千円
無形固定資産（その他）	2,571千円
減損損失（有形固定資産及び無形固定資産）	2,236千円

- 2 その他見積りの内容に関する理解に資する情報

株式会社イー・ネットワークス及びNitro Tech Asia Inc Co.Ltd.において、当初想定していた収益の達成は困難であると判断したことから、固定資産の帳簿価額を零まで減額し、減損損失を計上しております。

当社グループは、主として事業セグメントの区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候がある事業セグメントについては帳簿価額と回収可能額を比較し、減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能額まで減額することにより減損損失を計上しております。回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値を算定する場合における割引前将来キャッシュ・フローは、各事業セグメントの事業計画を基礎としております。

将来キャッシュ・フローの算定に用いた仮定は、「のれんの減損」に記載のとおりであり、これらの将来キャッシュ・フローの見積りにおいて用いた仮定は合理的であると判断しておりますが、経営環境への影響が変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類における、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸倒引当金の計上

- 1 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金（注） 21,517千円

（注）流動資産及び固定資産に表示されている貸倒引当金の合計額であります。

- 2 その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しております。

会計上の見積りに用いた主要な仮定は、一般債権については未回収額に対する債権額で貸倒引当率を算定し、3か年で平均しております。また、貸倒懸念債権及び破産更生債権については、決算日から起算して1年を経過した債権及び破産手続開始通知書等に対する債権から回収可能額を考慮し、回収不能見込額を算定しております。

経営環境への影響が変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類における、貸倒引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行との間で当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりです。

当座貸越限度額	850,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	850,000千円

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、下記の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類
ベトナム (Nitro Tech Asia Inc Co.Ltd.)	事業用資産	建物及び構築物、工具器具備品
岡山県岡山市		工具器具備品
ベトナム (Nitro Tech Asia Inc Co.Ltd.)	その他	のれん

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

Nitro Tech Asia Inc Co.Ltd.において、株式取得時に超過収益力を前提としたのれんを計上しておりましたが、当初想定していたDXソリューション事業セグメントでの収益の達成は困難であると判断したことから減損損失を認識しております。また、関連する有形固定資産についても、収益性の低下により投資の回収が困難と見込まれたため、減損損失を認識しております。

(3) 減損損失の金額

建物及び構築物	607千円
工具器具備品	1,629千円
のれん	13,061千円
合計	15,298千円

(4) 資産グループの方法

当社グループは、主として事業セグメントの区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

当該資産グループの回収可能価額は、主として使用価値により測定しておりますが、主要な資産の経済的残存使用期間内の将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 15,173,900株
2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 426,258株
3. 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 31,800株

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については、自己資金からの充当及び銀行等金融機関からの借入れによる方針であります。一時的な余資の運用につきましては、安全性の高い金融資産に限定して運用を行う方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、当社の規程に従い、事業部門と経理財務部が連携して、取引先ごとに適切な期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券は合同運用の金銭信託及び信託受益権であり、預金と同様の性格を有するものであります。

投資有価証券のうち、非上場株式については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、リスクが懸念されるものについては、保有状況を継続的に見直しております。また、投資信託については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。投資事業有限責任組合の出資については、組入れられた株式の発行体の経営状況及び財務状況の変化に伴い出資元本を割り込むリスクに晒されておりますが、定期的に組合の決算書入手し、組合の財務状況や運用状況を把握することでリスクを管理しております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び契約負債は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。また、未払金及び未払費用は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、各部署からの報告に基づき経理財務部が月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2023年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「契約資産」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「契約負債」は、現金であること、短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	100,000	100,122	122
② その他有価証券(*1)	628,833	628,833	—
資産計	728,833	728,955	122
(2) 長期借入金(*2)	224,509	192,235	△32,273
負債計	224,509	192,235	△32,273

(*1)以下の金融商品は、市場価格がないことから、「(1) 有価証券及び投資有価証券
その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	0

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(*3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は、15,734千円であります。

(*4) 投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度(2023年8月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	228,833	—	—	228,833
資産計	228,833	—	—	228,833

有価証券及び投資有価証券

当社が保有している投資信託は、その基準価格が活発な市場価格で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度(2023年8月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券				
社債	—	100,122	—	100,122
その他有価証券				
金銭信託	—	400,000	—	400,000
資産計	—	500,122	—	500,122
長期借入金	—	192,235	—	192,235
負債計	—	192,235	—	192,235

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

債券及び金銭信託は取引金融機関等から提示された価格を用いており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	インターネットメディア事業	DXソリューション事業	計		
一時点で移転される財又はサービス	109,084	—	109,084	79,940	189,025
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,549,497	690,225	2,239,722	—	2,239,722
顧客との契約から生じる収益	1,658,581	690,225	2,348,807	79,940	2,428,748
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,658,581	690,225	2,348,807	79,940	2,428,748

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、HRソリューション事業等を含んでおります。

2 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「4 会計方針に関する事項」の「(6)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	170,445	172,352
契約資産	18,634	14,731
契約負債	16,948	13,340

契約資産は、DXソリューション事業において、顧客との契約について進捗度に応じて一定期間にわたり認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は、インターネットメディア事業やDXソリューション事業において、顧客との契約について契約条件に基づき顧客から受け取った初期費用収入の契約期間未経過分や前受金に関するものであります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、16,948千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予定される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	210円99銭
1株当たり当期純損失金額	1円88銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

(追加情報)

(連結子会社における訴訟について)

連結子会社である株式会社イー・ネットワークスに対して、2022年1月21日に元株主から一部の株式について現在も株主であることを主張する旨の訴訟が提起されております。

当社グループとしましては、原告の主張には合理性がないものとして、原告の請求の棄却を主張して参ります。

貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,399,776	流 動 負 債	226,059
現金及び預金	1,861,749	買掛金	28,210
売掛金	99,557	未払金	119,765
契約資産	8,639	未払費用	43,418
有価証券	400,000	未払法人税等	7,234
貯蔵品	2,943	未払消費税等	17,025
前払費用	16,445	契約負債	995
その他	29,217	前受金	345
貸倒引当金	△18,776	賞与引当金	1,459
固 定 資 産	914,509	預り金	3,294
有形固定資産	44,309	ポイント引当金	4,294
建物	80,947	その他の	16
工具器具備品	19,440	固 定 負 債	35,967
減価償却累計額	△56,078	資産除去債務	34,440
無形固定資産	2,571	繰延税金負債	1,527
ソフトウェア	2,571	負債合計	262,027
投資その他の資産	867,629	純資産の部	
投資有価証券	344,568	株 主 資 本	3,016,085
関係会社株式	350,625	資本金	648,999
長期貸付金	40,000	資本剰余金	628,999
破産更生債権等	1,948	資本準備金	628,999
その他	132,435	利益剰余金	1,838,273
貸倒引当金	△1,948	その他利益剰余金	1,838,273
		繰越利益剰余金	1,838,273
		自己株式	△100,186
		評価・換算差額等	36,173
		その他有価証券評価差額金	36,173
		純資産合計	3,052,258
資産合計	3,314,286	負債純資産合計	3,314,286

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,746,795
売上原価		319,308
売上総利益		1,427,487
販売費及び一般管理費		1,386,990
営業利益		40,496
営業外収益		
受取利息	200	
有価証券利息	663	
違約金収入	16,063	
業務委託収入	12,031	
その他	9,458	38,417
営業外費用		
投資事業組合運用損	7,647	
貸倒引当金繰入	8,562	
貸倒損失	3,042	19,252
経常利益		59,661
特別利益		
新株予約権戻入益	42	42
特別損失		
関係会社株式評価損	80,121	
その他	0	80,121
税引前当期純損失		20,418
法人税、住民税及び事業税	16,507	
法人税等調整額	39,519	56,026
当期純損失		76,444

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	648,967	628,967	628,967	1,914,718	1,914,718	△100,186	3,092,466
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	31	31	31	—	—	—	63
当 期 純 損 失	—	—	—	△76,444	△76,444	—	△76,444
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	31	31	31	△76,444	△76,444	—	△76,381
当 期 末 残 高	648,999	628,999	628,999	1,838,273	1,838,273	△100,186	3,016,085

	評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	7,226	7,226	42	3,099,735
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	—	—	—	63
当 期 純 損 失	—	—	—	△76,444
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	28,946	28,946	△42	28,904
当 期 変 動 額 合 計	28,946	28,946	△42	△47,476
当 期 末 残 高	36,173	36,173	—	3,052,258

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ・満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。
- ・子会社株式及び
関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。
- ・その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産

- ・仕掛品
- ・貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物 8～18年
- ・工具器具備品 4～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法に基づいております。

3 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

ユーザーに付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

①インターネットメディア事業

一定期間にわたり収益を認識する取引として、エキテン掲載料等があり、エキテン店舗検索サービス提供の履行義務を認識しております。

エキテン掲載料等の取引については、履行義務が時間経過に連れて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり収益を認識しております。

②DXソリューション事業

一定期間にわたり収益を認識する取引として、受託開発等があり、成果物の提供の履行義務を認識しております。

受託開発等の請負契約による取引については、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「業務委託収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の「業務委託収入」は8百万円であります。

会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価損

- 1 当事業年度の計算書類に計上した金額
関係会社株式 350,625千円
関係会社株式評価損 80,121千円
- 2 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
当社は、関係会社株式について取得価額をもって貸借対照表価額とし、当該関係会社の純資産額を基礎として算定した実質価額が貸借対照表価額に比べて著しく下落した時には、原則として減損処理を行っています。
ただし、実質価額が著しく下落している場合であっても、実行可能で合理的な事業計画等により将来の回復可能性を裏付けることができるときには減損処理を行わない場合があります。
株式会社イー・ネットワークスにおいて、当初想定していた収益の達成は困難であると判断したことから、取得原価を実質価額まで減額し、関係会社株式評価損を計上しております。
- 3 金額の算出に用いた主要な仮定
実質価額の回復可能性の見積りに用いた主要な仮定は、各会社の事業計画の基礎となる売上高、営業利益等であります。
- 4 翌事業年度の計算書類に与える影響
実質価額の回復可能性の見積りにおいて用いた仮定は合理的であると判断しておりますが、経営環境への影響が変化した場合には、翌事業年度の計算書類における、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

固定資産の減損

- 1 当事業年度の計算書類に計上した金額
有形固定資産 44,309千円
無形固定資産 2,571千円
- 2 その他見積りの内容に関する理解に資する情報
連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

貸倒引当金の計上

- 1 当事業年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金（注） 20,725千円
（注）流動資産及び固定資産に表示されている貸倒引当金の合計額であります。

2 その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	2,166千円
長期金銭債権	40,000千円
短期金銭債務	42,316千円

2 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行との間で当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりです。

当座貸越限度額	850,000千円
借入実行残高	－ 千円
差引額	850,000千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 3,012千円

営業費用 232,197千円

営業取引以外による取引高

営業外収益 16,168千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 426,258株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	22,958千円
ポイント引当金	1,315千円
未払費用	11,577千円
関係会社株式評価損	94,032千円
投資有価証券評価損	21,783千円
資産除去債務	10,547千円
一括償却資産	730千円
減価償却超過額	28,213千円
未払事業税	1,097千円
未払事業所税	750千円
その他	9,432千円
繰延税金資産小計	202,439千円
評価性引当額	△182,353千円
繰延税金資産合計	20,085千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	4,845千円
その他有価証券評価差額金	15,968千円
その他	799千円
繰延税金負債合計	21,613千円
繰延税金資産（△は負債）の純額	△1,527千円

関連当事者との取引に関する注記

1 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有割合	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Nitro Tech Asia Inc Co.Ltd.	直接 100%	システム 開発委託	開発委託 (注) 1	207,270	買掛金 未払金	28,210 10,903
子会社	株式会社 DEECH	直接 100%	経営指導 転貸料収入	経営指導料 (注) 2 転貸料等 (注) 3	5,781 3,131	未収入金 前受金	543 277
子会社	オコマリ 株式会社	直接 100%	資金の貸付	資金の貸付 受取利息 (注) 4	40,000 179	長期貸付金	40,000

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 開発委託については、市場価格等を勘案して、交渉の上決定しております。
2. 経営指導料については、業務の内容を勘案して決定しております。
3. 転貸料等については、使用面積の割合に応じた額としております。
4. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2 役員及び個人主要株主等

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針」の「5 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	206円97銭
1株当たり当期純損失金額	5円18銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年10月23日

株式会社デザインワン・ジャパン
取締役会 御中

監査法人Bloom

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 片岡久依
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 大橋嵩弘
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社デザインワン・ジャパンの2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デザインワン・ジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年10月23日

株式会社デザインワン・ジャパン
取締役会 御中

監査法人Bloom

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 片 岡 久 依
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 大 橋 嵩 弘
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デザインワン・ジャパンの2022年9月1日から2023年8月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、当社の担当窓口を通じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等にしたがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人Bloomの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人Bloomの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年10月25日

株式会社デザインワン・ジャパン 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 工藤 耕二 ㊟
社外監査役 石田 史朗 ㊟
社外監査役 鎌田 智 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	たか はた やす お 高 畠 靖 雄 (1975年11月27日生)	2000年4月 富士通株式会社入社 2005年9月 当社設立、代表取締役社長就任 2016年9月 当社代表取締役社長エキテン事業本部長就任 2016年11月 当社代表取締役社長エキテン事業本部長兼社長室長就任 2017年3月 当社代表取締役社長エキテン事業本部長就任 2017年9月 当社代表取締役社長事業本部長兼事業本部デザイン戦略室長就任 2018年3月 当社代表取締役社長事業本部長就任 2018年9月 当社代表取締役社長就任 2021年1月 当社代表取締役社長事業本部長兼新規事業部長就任 2021年9月 当社代表取締役社長メディア事業本部長兼新規事業部長就任（現任）	4,040,000 株
	取締役候補者とした理由	創業者として当社の経営を指揮してきた実績を通じて培われた高い見識とリーダーシップを、今後も当社のさらなる成長に十分に活かせると判断し、取締役候補者いたしました。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	たなか まこと 田中 誠 (1975年11月21日生)	2000年4月 日本電気株式会社入社 2002年11月 NECエレクトロニクス株式会社入社 2007年2月 当社入社 2007年8月 当社取締役開発部長就任 2014年4月 当社取締役新規事業開発部長就任 2016年1月 当社取締役情報システム部長就任 2016年11月 当社取締役経営管理本部長兼情報戦略部長就任 2018年6月 当社取締役経営管理本部長兼情報戦略部長兼経理財務部長就任 2022年9月 当社取締役経営管理本部長兼経理財務部長就任 2023年9月 当社取締役経営管理本部長兼経理財務部長兼情報戦略部長就任(現任)	400,000株
	取締役候補者とした理由	取締役として、情報システムや経理財務を始めとした管理部門全般における豊富な経験・知識を有しており、引き続きその職務経験や知見を当社の経営に活かすことが期待できるものと判断し、取締役候補者いたしました。	
3	たけうち ともひろ 武内 智裕 (1959年10月3日生)	1982年4月 日本電信電話公社(現日本電信電話株式会社)入社 1995年3月 第二電電株式会社(現KDDI株式会社)入社 2000年2月 ソフトバンク・テクノロジー株式会社(現SBテクノロジー株式会社)入社 2008年7月 株式会社ライブウェア(現株式会社マーベラス)入社 代表取締役社長就任 2015年2月 当社取締役就任(現任) 2019年9月 株式会社アガルート入社 取締役就任(現任)	1,000株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	関連業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく他の取締役の監督、及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	たかぎともひろ 高木友博 (1954年6月8日生)	1988年10月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社 2000年4月 明治大学理工学部情報科学科 教授（現任） 2004年4月 カリフォルニア大学バークレー校 コンピュータサイエンス学科 客員研究員 2004年4月 日本学術振興会学術システム研究センター 専門委員 2015年11月 当社取締役就任（現任） 2017年7月 Hamee株式会社社外取締役就任 2019年10月 株式会社ランドネット社外取締役就任（現任） 2022年5月 ソーバル株式会社社外取締役就任（現任）	一株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	一般企業での勤務経験及び大学教授としての豊富な経験と幅広い見識に基づく他の取締役の監督、及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は直接企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者高島靖雄氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 当社は武内智裕氏及び高木友博氏の間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。また、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる以下の損害を填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担することとしております。各候補者の再任が承認された場合、各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
(填補の対象となる損害)
- ①被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金および和解金）
- ②会社による有価証券報告書等の不実記載（金融商品取引法第24条の4）に伴い、株価下落によって有価証券を取得した者から提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金および和解金）
5. 武内智裕氏及び高木友博氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は武内智裕氏及び高木友博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 武内智裕氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年9ヶ月となります。
7. 高木友博氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
8. 取締役候補者の指名の方針と手続
経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名を行うにあたっては、各人の能力、経験、見識などを総合的に勘案し、全社的立場に立ちその職務と責任を全うできる適任者を取締役に

において決定しております。

9. 独立性判断基準

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を当社の独立性判断基準としておりますが、これら基準を満たしていることに加え、経営者や業務執行取締役等がいる取締役会の場において、一般株主の利益を配慮しつつ率直に疑問を呈し議論を行える「精神的独立性」を有する人物を独立社外取締役として選定することとしております。

以 上

《会場ご案内図》

東京都新宿区西新宿 2 - 4 - 1

新宿 NS ビル 30 階
NSスカイカンファレンス「ホールB」

電話 (03) 3342-4920



◎新宿駅「南口・西口」(JR線・京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線)から徒歩約7分または都庁前駅「A3出口」(都営地下鉄線(大江戸線))から徒歩約3分